

四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月31日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年四日市港管理組合条例第11号。以下「施行条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用の納付等)

第2条 施行条例第5条の保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とし、現金で納付するものとする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後又は電磁的記録の開示後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

第3条 四日市港管理組合の機関（議会を除く。）の開示決定に基づき、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写し又は保有個人情報の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成21年四日市港管理組合規則第10号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区 分	写しの交付又は開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
	(3) 不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として

費用の額を算定する。

- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 四日市港管理組合以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。